奈良県告示第四百五十八号

る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

有限会社 上三一五七 アミコ京 生駒市桜ケ	株式会社大和高田市大和高田市一八	名	業者とは居宅介護事業者等とは居宅介護事業者若には居宅介護事業者若
ファ 桜 ミラ 丘 イ	ョンテーシなかパー	名 称	事業所 等又は居宅介護事 等又は居宅介護事
丘 生 三 ー 五 ゼ 七 ケ	七四十一場七	所 在 地	事業所等又は居宅介護事業所等又は居宅介護事業所
二 田 生 所 保 阪 限 ア イ ホ グ ルー 三 原 駒 険 奈 会 2 ヤ ー ム ー の 町 市 事 総 社 4 ル ム ー プ ー 南 務 合 京 有 ケ ロ プ	一 崎 大 和 高	旧	変 更
五 ケ 生 有 サ 阪 ア フ ア 七 丘 駒 限 ー 奈 ミ 桜 ラ 一 桜 社 ス 護 京 丘 イ	 場 市 大 市 大 和 市 七 字 市 田	新	事項
一 年 平 日 一 成 月二十 十 七	年一月五日		変更年月日

